

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

- 1 指導監査実施法人 社会福祉法人ひばり保育会
- 2 指導監査実施年月日 令和5年12月19日(火)
- 3 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
Ⅲ－3(2) 規程・体制	<p>前回指導監査(令和2年12月11日)において、口頭指摘としていた内容(金融機関との取引名義に係る経理規程違反について)が未だに改善されていない。</p> <p>貴法人では、所轄庁による指導監査において指摘事項があったにもかかわらず、長期間改善されておらず、監事監査においても改善すべき事項が示されていなかった。</p> <p>今後、理事は指摘事項の改善を速やかに行い、監事は、監事監査において直近の指導監査での指摘事項の有無を確認し、指摘事項がある場合には、その改善状況を確認し理事に対して改善を指導すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の16、第45条の18第1項 指導監査ガイドラインI法人運営指摘基準</p>	
I－5(2) 選任及び解任	<p>改選に伴う監事の選任において、理事会が監事の選任に関する議案を評議会に提出するためには、現監事の過半数の同意を得なければならないとされているが、議事録では監事の過半数の同意を得たことが確認できず、監事の同意書の徴求もなかった。</p> <p>今後、改選に伴う監事選任においては、法令に定める手続きをすること。</p> <p>根拠法令 社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項</p>	

※文書指摘事項については、別記様式による是正改善状況の報告が必要です。